

## 1 議事日程（2日目）

[平成22年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成22年12月3日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第63号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第2 議案第64号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第3 議案第65号 財産の取得（史跡地）について  
日程第4 議案第66号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について  
日程第5 議案第68号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について  
日程第6 議案第69号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について  
日程第7 議案第70号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について  
日程第8 議案第71号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について  
日程第9 議案第72号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第10 議案第73号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について  
日程第11 議案第74号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第12 議案第75号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第13 議案第81号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について  
日程第14 議案第82号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について  
日程第15 議案第83号 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
日程第16 議案第84号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について  
日程第17 議案第85号 平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第18 議案第86号 平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第19 請願第4号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関する請願  
日程第20 請願第5号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書  
日程第21 請願第6号 安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願  
日程第22 請願第7号 太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願  
日程第23 請願第8号 第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する請願

## 2 出席議員は次のとおりである（19名）

- |    |          |    |         |
|----|----------|----|---------|
| 1番 | 原田久美子 議員 | 2番 | 藤井雅之 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 議員 | 4番 | 渡邊美穂 議員 |

5番 後藤 邦 晴 議員  
8番 中 林 宗 樹 議員  
10番 小 柳 道 枝 議員  
12番 大 田 勝 義 議員  
14番 安 部 陽 議員  
16番 村 山 弘 行 議員  
18番 福 廣 和 美 議員  
20番 不 老 光 幸 議員

7番 橋 本 健 議員  
9番 門 田 直 樹 議員  
11番 安 部 啓 治 議員  
13番 清 水 章 一 議員  
15番 佐 伯 修 議員  
17番 田 川 武 茂 議員  
19番 武 藤 哲 志 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	木 村 甚 治
協働のまち 推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	和 田 有 司
健康福祉部長	和 田 敏 信	建設経済部長	齋 藤 廣 之
会計管理者併 上下水道部長	宮 原 勝 美	教 育 部 長	山 田 純 裕
総 務 課 長	大 藪 勝 一	経営企画課長	今 泉 憲 治
市 民 課 長	原 野 敏 彦	福 祉 課 長	宮 原 仁
都市整備課長	神 原 稔	上下水道課長	松 本 芳 生
教 務 課 長	木 村 裕 子	監査委員事務局長	関 啓 子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田 中 利 雄	議 事 課 長	櫻 井 三 郎
書 記	浅 井 武	書 記	花 田 敏 浩
書 記	茂 田 和 紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1と日程第2を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第63号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」及び日程第2、議案第64号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第63号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第63号は同意されました。

〈同意 賛成18名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第64号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第64号は同意されました。

〈同意 賛成18名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第65号 財産の取得(史跡地)について

○議長(不老光幸議員) 日程第3、議案第65号「財産の取得(史跡地)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第65号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 議案第66号 財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について

○議長(不老光幸議員) 日程第4、議案第66号「財産の取得(太宰府市緑地保護地区内)について」を議題とします。

本案については、大田勝義議員に利害関係のある議案と認められますので、地方自治法第117条の規定により大田勝義議員の退席を求めます。

(12番 大田勝義議員 退席)

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第66号は可決されました。

(可決 賛成17名、反対0名 午前10時04分)

○議長(不老光幸議員) ここで、大田勝義議員の退席を解きます。

(12番 大田勝義議員 入場)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第8まで一括上程

○議長(不老光幸議員) 日程第5、議案第68号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第8、議案第71号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第68号から議案第71号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第72号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第9、議案第72号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

す。

議案第72号は総務文教常任委員会及び建設経済常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 議案第73号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について**

○議長（不老光幸議員） 日程第10、議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 17ページのコミュニティバス関係費の930万円について質問いたします。

9月の決算特別委員会の際にもまほろば号のバス停の改善の関連は質問させていただいて、そのときにも執行部側も今度前向きに検討していくという答弁があったと思いますが、早速その部分が今回補正に盛り込まれているのかなとも思ったりしますが、まず基本的なところで、今回のこの補正では、バス停の、何基改善される予定なのかということと、もしわかれば、路線ごとに何基改善していくのかということをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ご質問のように、昨年度、国のユビキタスタウン構想、いわゆる太宰府市ICエコまちめぐり事業におきまして、バスの接近案内表示器つきバス停を西鉄都府楼前駅を初め、電車とまほろば号との交通結節点や太宰府市役所庁内に4カ所設置をいたしましたところでございます。設置によりまして、バスの遅れが一目でわかり、バスをお待ちのお客様や乗り継ぎで待機しているバスの乗務員にも大変評判がよく、遅れや乗り継ぎの苦情がなくなりました。本年度は国土交通省の地域活力基盤創造交付金を活用いたしまして、西鉄太宰府駅の北谷・内山方面と、それからいきいき情報センターに2カ所設置するよう計画をいたしておりましたけれども、今回交付金の追加配分が見込めるようになりましたことから、市民の憩いの場として多くの人々にも愛されております場所でもあり、また回遊型観光客の利便性を促進するために大宰府政庁跡に設置することといたしました。このことにより、本年度は3カ所、4基のバス接近案内表示器つきバス停の整備を行うように計画をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、答弁いただきました箇所数はわかったんですけども、1点気になりましたのは、やはりこれ、バス停の改善がされていくことによって市民の皆さんの利便性の部分も向上するというのも私もわかるんですけども、1点その財源の部分がですね、国のその整備の交付金を活用していくという状況が気になりまして、その辺は交付金を活用していった事業を進めるということになると、バス停全体整備していく部分では相当な日数がかかるの

かなというふうに感じたりもするんですけども、今後市としては、やはりまだバス停の改善はこれだけで終わりじゃなくて、まださらに進めていくという認識は持っておられますか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 決算特別委員会のほうで藤井議員のほうからもご指摘いただきましたように、渋滞の中でまほろば号が遅延をしたりしている、そこにご利用の方々からいろいろな苦情や苦言をいただいているということで、先ほども報告しましたように、一目で遅延状況がわかりますので、こういうバスについては有効だなということ。ただ、予算をごらんいただいてわかるように、受注生産みたいな形にもなりますし、ハード整備から、それからソフトの整備も必要で、いわゆる事業費については1基にそれ相当の事業費が必要になります。このような国の交付金が活用できればですね、ぜひ設置したいということでこの間設置をしてみましたけども、今後につきましてはすべてのバス停にこういうような表示じゃなく、先ほど報告しましたように、電車とまほろば号との交通結節点あるいは西鉄の路線バスとまほろば号が重複しているというようなところでまほろば号、それから五条駅をご利用いただくとわかりますけども、西鉄の運行状況もあわせて表示をできるようにいたしておりますので、私も五条駅利用させていただきまますけども、例えばバスが遅れているので太宰府方面に行くときに、今遅れているから電車で行こうかというような会話を耳にしますので、そういうふうな活用で、今後につきましてはそういう交通結節点、あるいは西鉄との相互乗り入れがされているようなところをですね、地理的な要因も勘案できれば整備していきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 最後にもう要望にとどめますけども、バス停の今後の工事に当たりましたですね、当然利用されている市民の方々もおられる時間帯と重なると思いますので、そういったところへの安全面の配慮はより慎重に行っていただきますようお願いして質疑を終わります。

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

議案第73号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11と日程第12を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第11、議案第74号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」及び日程第12、議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」についてを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第74号及び議案第75号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第81号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第13、議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第81号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第14から日程第16まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第14、議案第82号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」から日程第16、議案第84号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第82号から議案第84号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第17と日程第18を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第17、議案第85号「平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」及び日程第18、議案第86号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第85号及び議案第86号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第19 請願第4号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第19、請願第4号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

2番藤井雅之議員。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） おはようございます。

請願第4号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関する請願書」について、紹介議員を代表いたしまして提案理由を説明させていただきます。

請願者は、水城二丁目にあります筑紫民主商工会婦人部の皆さんです。紹介議員は、私と武藤哲志議員であります。

お手元にあります請願の趣旨を読み上げる形で提案理由説明とさせていただきます。

中小業者は、地域経済の担い手として地域経済と雇用を守り、社会的、文化的にも大きな役割を果たしてきました。

しかし、その中小零細業者を支えている家族従業員の働き分（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合で86万円、家族の場合で50万円だけです。このわずかな控除額が、家族従業者の所得とみなされるため、子供が結婚しても家や車のローンも事業主名で組めないなど、社会的にも経済的にも全く自立できない状況で、女性の自立にも後継者育成にも大きな妨げとなっています。青色申告（所得税法57条）にすれば給与を経費にすることができると思いますが、実際に行われた労働の対価を白色とか青色とかの申告形式をもって認めない等とする判断、制度自体が矛盾しています。憲法に認められている13条、個人の尊重、14条、法のもとの平等、24条、行政の平等も踏みにじっています。

ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、自家労賃を必要経費として認めています。日本でも、全国女性税理士連盟が、2005年8月に続き、2009年2月に所得税法第56条の廃止を要望する意見書を国に提出しました。また、全国で274（2010年10月6日現在）の県市町村議会が、福岡市では5市（飯塚市、田川市、直方市、八女市、嘉麻市）、10町（粕屋町、志免町、篠栗町、久山町、苅田町、香春町、糸田町、福智町、川崎町、桂川町）の議会で見解が採択されています。このような国内外の動静にかんがみ、国への意見書を採択していただきますようお願いいたしますという請願の趣旨であります。

また、あわせて、今日は皆様に資料の配付といたしまして、大蔵財務協会が発行しております「税のしるべ」という週刊の新聞がありますが、その中で10月26日に行われました参議院の財政金融委員会におきまして日本共産党の大門実紀史参議院議員と野田財務大臣、政務三役の尾立財務大臣政務官ですかね、とのやりとりを含めた内容をですね、国としても所得税法56条の見直しを進めているという内容のやりとりを含めた請願としての資料を配付させていただいて

おります。重ねて請願を採択していただきまして、意見書の提出をお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第4号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 請願第5号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書

○議長（不老光幸議員） 日程第20、請願第5号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書、請願第5号でございます。

請願者は、お手元に記載しておりますように、星ヶ丘保育園の保護者の箱田智子さん以下、記載連名の方たちでございます。

請願書の中身については、読み上げまして提案の趣旨にかえさせていただきたいと思いません。

理由につきまして、子供たちはどんな地域、どんな家庭に生まれても健やかに育つ権利がひとしく保障されていなければなりません。

これまでは、親の経済能力や全国各地でも地域の違いにかかわらず同じ最低基準の保育が守られてきました。しかし、現在政府においては、待機児童解消とすべての子供への切れ目のないサービスの保障を理由に保育制度そのものを解体し、子ども・子育て新システムの検討を進めています。

子ども・子育て新システムでは、直接契約の導入、最低基準の廃止、公的責任の縮小、応益負担による保護者負担増など、私たち保護者の願いとは逆行する方向が打ち出されております。

直接契約では、保護者は自分で保育所を探し、直接契約を結ばなければなりません。自治体は、保育時間の認定と予算の配分をするだけです。待機児童が多い中、何カ所回っても保育所に入所できない子供たちが出てくる可能性があります。その中で、ハンディキャップを持っている子供たちはますます入所できなくなることが懸念されます。

また、園の運営財源は、保護者の利用時間に応じた利用料のみとなり、営利性を重視した不安定な保育所経営になりかねず、子供たちに行き届いた保育が行われるか心配です。また、保護者にとっても認定された時間を超えて利用すればするほど負担は増加し、特にパート、臨時採用で働いている保護者にとっては大変使いづらい制度です。

特に、幼・保一元化と称して幼稚園制度と一本化し、福祉としての保育制度を根本から変える検討もされています。それぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園、保育所制度の安易で拙速な一体化について、短期間の検討で結論を出すことは社会に大きな混乱を引き起こしかねません。

今、必要なことは国が定める最低基準を廃止、緩和することではなく、国の責任において改善し、財源を保障すること、及び国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度を基本に保育予算を大幅に増額し、地方自治体による保育施策の拡充を保障することです。すべての子供たちが健やかに育つために、保育における国と自治体の公的責任が不可欠です。子育てしづらい社会に拍車をかけるような制度を導入しないでください。私たち保護者の声を聞いてください。

こういうことで請願が出されております。ご趣旨理解の上、ご採択賜りまして意見書提出いただけるようにご協力をお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第5号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第21 請願第6号 安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第21、請願第6号「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 請願第6号「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」について説明をさせていただきます。

お手元に請願文書が配付されていますので、要約をして説明をさせていただきます。

ご存じのように、ITの目覚ましい発展で、携帯電話は今や私たちの日常生活に必需品にな

りつつあります。そうした中、携帯電話会社はこぞって携帯電話基地局を設置し、これからもさらに増えていくことは十分に予測をされます。

しかし一方、基地局から発する電磁波問題で、各地において体に対する影響を心配して周辺住民とのトラブルが発生をいたしております。また、WHOが行った実態調査でも、体に影響があるデータが示されております。お手元にそうした内容の新聞記事等を配付させていただいておりますので、ご参照ください。また、本市においても、過去同様なことが発生をいたしております。

安全・安心のまちづくりを標榜する本市において、こうした問題の解決に向けて努力をすべきであります。今回の請願は、まさにそうした住民の切なる要望でございます。

そういった観点から、1つには、お手元に資料として配付させていただいておりますが、糟屋郡篠栗町のような条例を制定すること、2つに、基地局を設置計画する際には、保育所や小・中学校などの教育施設から電磁波の影響が及ばないようにすること、3つに、基地局を設置及び改造を行う際、周辺住民に対する説明会を実施し、同意を得るように努力すること、4つ目に、保育所や小・中学校の周辺に既に設置されている基地局について、子供たちの現在及び将来の健康に関して保護者に不安があり、基地局の移動や撤去等を含む環境改善に関する要望がある場合には、携帯電話会社は保護者等と話し合い、誠実な対応をすること等でございます。何とぞ議員皆様のご審議をいただき、この請願をご採択いただきますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第6号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 請願第7号 太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第22、請願第7号「太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番渡邊美穂議員。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） 太宰府市内小・中学校の少人数学級に関する請願につきまして、その提案理由を説明させていただきますが、この請願文書に書いてあります理由をもって提案理由とさせていただきます。

子供は一人一人がかけがえのない存在です。生まれたときから一人の人間として尊重され、学校、地域、社会においても大切にされるよう私たちは願っています。しかし、学級崩壊、いじめ、不登校や子供の周りで起きるさまざまな事件など、子供を取り巻く状況はさらに厳しさを増しています。

小学校1年生は、幼稚園、保育園からの環境の変化に一番戸惑う時期です。遊び中心の園生活から、いすにじっと座って受ける授業になれるには、ゆったりとした時間と、そこに寄り添う先生が必要です。また、中1ショックという言葉もあるとおり、小学校から中学校への学習、生活の変化は、多くの子供たちが悩むところです。なれない英語の授業に部活動、また思春期の心身の成長に戸惑う子供たちには、落ちつける環境が不可欠です。小学校1年、中学校1年は、特に少人数学級でのきめ細やかな対応が求められています。

現在、発達障害の子供は全体の6%と言われており、1クラスに1.5人程度在籍します。周りの接し方によっては、クラスで十分日々の学校生活を送ることができる子供も、クラスの人数が多く余裕がない中で、苦しい思いをしている例は少なくありません。

不登校（年間30日以上欠席児童）は、市内小・中学校でも約60人です。全国でも12万2,432人、太宰府市でも中学校が小学校の2.6倍となっています。不登校の子供たちには、きめ細やかな対応が必要ですが、40人学級では多忙をきわめる担任が家庭訪問する時間もなかなかとれず、ますます学校から遠ざかってしまう現状があります。

太宰府市で35人以上の学級に在籍する児童・生徒の割合は、2010年度も小学校で23%、中学校では60%となっています。市内でも指導工夫改善加配活用の県の研究指定や担任外の弾力的活用により、平成21年度、小学校2校、平成22年度、小学校2校が35人以下学級を実現しています。

35人以下学級に通う子供たちを持つ保護者からは、子供が落ちついた、授業が楽しいと言っている、温かい人間関係がつくれているとの声が聞かれます。

現在、30人学級実現は大きな世論となり、2010年8月、文部科学省は、来年度から8年間で教職員を約1万9,000人増やし、1学級当たりの上限を小・中学校とも現行の40人から35人に、小学校低学年は30人に引き下げる改正案を来年1月の通常国会へ提出すると発表しました。しかし、段階的な実施となるため、法案が通っても35人学級実現には6年はかかります。

子供たちは、一年一年大きくなっています。太宰府市に住むすべての子供たちが、どこに住んでいても少人数学級での豊かな教育を受けることができるように、ぜひ35人以下学級をできるところから1クラスでも増やしていってください。

なお、現在請願者は、国に同内容の請願を提出することもありまして、市内小・中学校のPTAを中心に署名活動を行っておられ、現在、現時点で2,500筆以上の署名が集まっていることも皆様にご説明しておきます。どうか十分ご審議いただきまして採択していただきますようお願いをいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第7号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 請願第8号 第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する請願

○議長(不老光幸議員) 日程第23、請願第8号「第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

9番門田直樹議員。

[9番 門田直樹議員 登壇]

○9番(門田直樹議員) 請願第8号「第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する請願」についてご説明申し上げます。

提出者は、市民グループ「太宰府市民塾」代表幹事、森岡侑士氏であります。紹介議員は、私、門田。

案文の朗読をいたしまして説明にかえさせていただきます。

1つ、要旨。第五次太宰府市照合計画(基本構想)の議会への上程案について、総合計画審議会の答申に沿わない部分が多々ありますので、答申を深く受けとめ、最大限に尊重していただきたくお願いいたします。

理由としまして、当市では、第四次総合計画の実施から市民参加による協働のまちづくり、市民のための行政、総合計画とうたってきたにもかかわらず、第五次総合計画(素案)の策定段階から市民参画の場や情報開示は一切ありませんでした。

第五次総合計画(素案)には、市民・職員意識調査、市民100人インタビュー、ふれあい懇談会等の意見を取り入れたとされますが、一般市民の目に触れたのは、平成22年3月にパブリックコメント募集のときだけでした。このパブリックコメントは、41人、237件という多くの要望や意見、疑問等が寄せられましたにもかかわらず、その結果を応募した市民にも、もちろん一般質問への公開、公表もないまま今日に至っています。

その後、パブリックコメント等をもとに6月に第五次総合計画(案)が総合計画策定委員会(行政・部長、職員)で策定され、その間の市民参加もありませんでした。

この案に対し、市民公募委員を含む第五次総合計画審議会で、平成22年6月29日(諮問)から10月15日(答申)まで13回の審議会と2回の起草委員会が開催され、答申が行われたものがあります。

以上の経緯で明らかのように、総合計画審議会の答申は、市民が唯一直接参画し、審議し、

まとめたものでありますので、この答申を十分尊重され、慎重審議をお願いするものであります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第8号は総合計画特別委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、12月13日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時35分

~~~~~ ○ ~~~~~